



埼玉県報

第377号
令和5年(2023年)
1月10日
火曜日

目次

規則

- 建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設管理課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- 所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- 川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 指定納付受託者の指定（建設管理課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道保谷志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第十一条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出及び法第十一条第三項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに省令第七条の二第三項の規定による提出（記載事項の変更が従業員数のみである場合に限る。）は、様式第一号の変更届出書によるものとする。

第五条第一項中「法第十三条各号」を「閲覧所において法第十三条各号」に改め、同条第二項中「建設業者提出書類」を「閲覧所における建設業者提出書類」に改める。

第六条中「建設業者提出書類を閲覧する」を「閲覧所において建設業者提出書類を閲覧する」に改める。

第七条中「該当する者の」の下に「閲覧所における」を加える。

第七条の二中「法第十三条各号」を「閲覧所において法第十三条各号」に改める。

第十三条、第十五条、第十七条第二項及び第二十一条中「行なう」を「行う」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

許可番号 埼玉県知事許可（般・特一 ）第 号

法人番号

届 出 者

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表 (5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)事業税納付済額証明書 (8)使用人数 (9)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (10)定款 (11)健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(11)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第2号 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建設業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二十号

令和四年十二月三十日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決処分した令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）を、次のとおり公表する。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,433,370,268千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------------|---------|---------------|
| 9 国庫支出金 | | 529,764,640 | 136,432 | 529,901,072 |
| | 1 国庫負担金 | 124,756,411 | 135,199 | 124,891,610 |
| | 2 国庫補助金 | 399,036,834 | 1,233 | 399,038,067 |
| 13 繰越金 | | 15,190,296 | 195,006 | 15,385,302 |
| | 1 繰越金 | 15,190,296 | 195,006 | 15,385,302 |
| 歳入 | 合計 | 2,433,038,830 | 331,438 | 2,433,370,268 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|--------|---------------|---------|---------------|
| 6 農林水産業費 | | 25,362,087 | 331,438 | 25,693,525 |
| | 3 畜産業費 | 2,630,318 | 331,438 | 2,961,756 |
| 歳出 | 合計 | 2,433,038,830 | 331,438 | 2,433,370,268 |

告 示

埼玉県告示第二十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、和光市から和光市の区域内において行われる和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

- 埼玉県環境部環境政策課
- 埼玉県中央環境管理事務所
- 埼玉県西部環境管理事務所
- 和光市建設部都市整備課
- さいたま市環境局環境共生部環境対策課
- 戸田市環境経済部環境課
- 朝霞市都市建設部まちづくり推進課
- 東京都板橋区資源環境部環境政策課
- 東京都練馬区環境部環境課

二 縦覧の期間

令和五年一月十日（火）から令和五年二月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第二十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、所沢市から所沢市の区域内において行われる所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市市街地整備課

入間市生活環境課

狭山市環境課

東京都瑞穂町環境課

二 縦覧の期間

令和五年一月十日（火）から令和五年二月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第二十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、日高市から日高市の区域内において行われる川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

日高市市街地整備課

鶴ヶ島市生活環境課

坂戸市環境政策課

川越市環境政策課

飯能市環境緑水課

毛呂山町生活環境課

二 縦覧の期間

令和五年一月十日（火）から令和五年二月十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第二十四号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用した納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 手数料、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

| 手数料 | 指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名 | 指定期間 |
|--|--|-------------------------------|
| 埼玉県手数料条例 （平成十二年埼玉 県条例第九号）別 表県土整備部の項 第一号、第三号、 第六号及び第八号 に規定する手数料 | 大阪府大阪市北区大深町四番二十 号グランフロント大阪タワーA 株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦 | 令和五年一月十日 から同年十二月三 十一日まで |

二 指定をした日

令和五年一月十日

告 示

埼玉県告示第二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|------------------------------|
| 聴聞の日時 | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地 |
| 令和五年一月二十日午前十時 | 合同会社アセツト・ナビゲーター | 岡本悠希（宅地建物取引業者名簿上の代表者 伊東朗子） | 埼玉県川口市青木一 十七 三十一 一〇 二 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 小会議室

告示

埼玉県告示第二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | | |
|---------------|-------------|------------------------|-------------------|
| 聴聞の日時 | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地 |
| 令和五年一月二十日午後二時 | 株式会社プロズホーム | 佐藤将義 | 埼玉県八潮市中央一丁目十八番十三号 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 小会議室

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

| | |
|---|----------------|
| <p>保谷志木線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>新座市道場一丁目二六〇一番九地先から同市道場一丁目二六〇一番十地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和五年一月十日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十一年三月二十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一・〇九メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|--|---|-------------------------|
| <p>比企郡嵐山町大字菅谷字 上二〇番一地先から同郡 同町大字菅谷字上二番一 七地先まで</p> | <p>比企郡嵐山町大字菅谷字 上二〇番一地先から同郡 同町大字菅谷字上二番九 地先まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>九・三六〇一九・三〇〇</p> | <p>九・三六〇九・四三三</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>一八一・五三三</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>災害防除工事による</p> | | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県選挙管告示第四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年一月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ その他